

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目	次	ページ
規 則		
○北海道職員等に対して平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額の特例に係る管理職員等の範囲を定める規則……………	(人事課)	97
○北海道地方警察職員に対して平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額の特例に係る管理職員等の範囲を定める規則……………	(警察本部警務課)	97
○北海道表彰規則の一部を改正する規則……………	(人事課)	98
告 示		
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	98
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	98
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	98
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	99
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	99
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	99
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路課)	100
○道路の供用の開始……………	(道路課)	100
○都市計画の変更の決定……………	(都市計画課)	100
○都市計画事業の認可……………	(都市環境課)	101
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2 件) ……………		101
規 則		
北海道職員等に対して平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額の特例に係る管理職員等の範囲を定める規則をここに公布する。		
平成25年 6 月28日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道規則第62号		
北海道職員等に対して平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額の特例に係る管理職員等の範囲を定める規則		

(規則で定める管理職員)

第 1 条 北海道職員の給与に関する条例 (昭和27年北海道条例第75号。以下「条例」という。) 附則第42項第 1 号の規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則 (北海道人事委員会規則 7 - 267) 第 2 条第 1 項に規定する職を占める職員とする。

(行政職給料表の適用を受ける職員に相当する職員)

第 2 条 条例附則第42項第 1 号の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員で同号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員に相当する職員として規則で定めるものは、給与の支給に関する規則 (北海道人事委員会規則 7 - 280) 別表第 2 の職員の欄に掲げる職員の区分に対応する同表の加算割合 (以下「加算割合」という。) が100分の20又は100分の15である職員及び前条に規定する職員 (これらのうち行政職給料表の適用を受ける職員を除く。) とする。

2 条例附則第42項第 2 号の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員で同号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員に相当する職員として規則で定めるものは、加算割合が100分の10である職員 (行政職給料表の適用を受ける職員及び前条に規定する職員を除く。) とする。

3 条例附則第42項第 3 号の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員で同号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員に相当する職員として規則で定めるものは、加算割合が100分の 5 である職員 (行政職給料表の適用を受ける職員を除く。) とする。

附 則

この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

北海道地方警察職員に対して平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額の特例に係る管理職員等の範囲を定める規則をここに公布する。

平成25年 6 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第63号

北海道地方警察職員に対して平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額の特例に係る管理職員等の範囲を定める規則

(規則で定める管理職員)

第 1 条 北海道地方警察職員の給与に関する条例 (昭和29年北海道条例第34号。以下「条例」という。) 附則第40項第 1 号の規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則 (北海道人事委員会規則 7 - 267) 第 2 条第 1 項に規定する職を占める職員とする。

(行政職給料表の適用を受ける職員に相当する職員)

第 2 条 条例附則第40項第 1 号の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員で同号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員に相当する職員として規則で定めるものは、給

与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－280）別表第2の職員の欄に掲げる職員の区分に対応する同表の加算割合（以下「加算割合」という。）が100分の20又は100分の15である職員及び前条に規定する職員（これらのうち行政職給料表の適用を受ける職員を除く。）とする。 2 条例附則第40項第2号の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員で同号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員に相当する職員として規則で定めるものは、加算割合が100分の10である職員（行政職給料表の適用を受ける職員及び前条に規定する職員を除く。）とする。 3 条例附則第40項第3号の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員で同号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員に相当する職員として規則で定めるものは、加算割合が100分の5である職員（行政職給料表の適用を受ける職員を除く。）とする。 附 則 この規則は、平成25年7月1日から施行する。		北海道告示第431号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、平成25年7月2日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成25年6月28日 <table><tr><td></td><td>北海道知事</td><td>高 橋 はるみ</td></tr><tr><td>地区名</td><td>事業の種類</td><td>縦 覧 場 所</td></tr><tr><td>滝川西</td><td>経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理）</td><td>北海道空知総合振興局</td></tr><tr><td>北見北</td><td>畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、土層改良、農用地造成）</td><td>北海道オホーツク総合振興局</td></tr></table>			北海道知事	高 橋 はるみ	地区名	事業の種類	縦 覧 場 所	滝川西	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理）	北海道空知総合振興局	北見北	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、土層改良、農用地造成）	北海道オホーツク総合振興局			
	北海道知事	高 橋 はるみ																
地区名	事業の種類	縦 覧 場 所																
滝川西	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理）	北海道空知総合振興局																
北見北	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、土層改良、農用地造成）	北海道オホーツク総合振興局																
北海道表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年6月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第64号 北海道表彰規則の一部を改正する規則 北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。 第5条第3号中「功績が」の次に「特に」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。 （4）北海道科学技術奨励賞 科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著であって、かつ、今後の活躍が期待されるもの 附 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部改正） 2 北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則（平成22年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。 第1項第3号ア中「第5条第4号」を「第5条第5号」に改める。		北海道告示第432号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成25年6月28日 <table><tr><td></td><td>北海道知事</td><td>高 橋 はるみ</td></tr><tr><td>1 解除予定保安林の所在場所</td><td>上磯郡知内町字森越103の36、103の50、103の57、103の58、103の105、103の126から103の128まで、103の201、103の208、103の231、103の232、103の250、103の251、103の343、字中ノ川52の1</td></tr><tr><td>2 保安林として指定された目的</td><td>風害の防備</td></tr><tr><td>3 解除の理由</td><td>指定理由の消滅</td></tr></table>			北海道知事	高 橋 はるみ	1 解除予定保安林の所在場所	上磯郡知内町字森越103の36、103の50、103の57、103の58、103の105、103の126から103の128まで、103の201、103の208、103の231、103の232、103の250、103の251、103の343、字中ノ川52の1	2 保安林として指定された目的	風害の防備	3 解除の理由	指定理由の消滅						
	北海道知事	高 橋 はるみ																
1 解除予定保安林の所在場所	上磯郡知内町字森越103の36、103の50、103の57、103の58、103の105、103の126から103の128まで、103の201、103の208、103の231、103の232、103の250、103の251、103の343、字中ノ川52の1																	
2 保安林として指定された目的	風害の防備																	
3 解除の理由	指定理由の消滅																	
北海道告示第433号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成25年6月28日 <table><tr><td></td><td>北海道知事</td><td>高 橋 はるみ</td></tr><tr><td>1(1) 解除予定保安林の所在場所</td><td>瀬棚郡今金町（国有林。次の図に示す部分に限る。）</td></tr><tr><td>(2) 保安林として指定された目的</td><td>水源の涵養</td></tr><tr><td>(3) 解除の理由</td><td>道路用地とするため</td></tr><tr><td>2(1) 解除予定保安林の所在場所</td><td>山越郡長万部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）</td></tr><tr><td>(2) 保安林として指定された目的</td><td>土砂の流出の防備</td></tr><tr><td>(3) 解除の理由</td><td>道路用地とするため</td></tr></table>			北海道知事	高 橋 はるみ	1(1) 解除予定保安林の所在場所	瀬棚郡今金町（国有林。次の図に示す部分に限る。）	(2) 保安林として指定された目的	水源の涵養	(3) 解除の理由	道路用地とするため	2(1) 解除予定保安林の所在場所	山越郡長万部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）	(2) 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備	(3) 解除の理由	道路用地とするため		
	北海道知事	高 橋 はるみ																
1(1) 解除予定保安林の所在場所	瀬棚郡今金町（国有林。次の図に示す部分に限る。）																	
(2) 保安林として指定された目的	水源の涵養																	
(3) 解除の理由	道路用地とするため																	
2(1) 解除予定保安林の所在場所	山越郡長万部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）																	
(2) 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備																	
(3) 解除の理由	道路用地とするため																	
告 示		平成25年6月28日（金曜日） 北 海 道 公 報 第2492号 98																

- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 標津郡標津町字忠類2249の1・2249の2（以上2筆
国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備
え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第434号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業
要件を変更する予定である。

平成25年6月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及
び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第435号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業
要件を変更する。

平成25年6月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保 利尻郡利尻富士町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保 利尻郡利尻町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振
興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第436号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保
安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条
の規定により、その通知の内容を深川市役所及び関係町村役場の掲示場に掲示した。その要
旨は、平成25年北海道告示第410号のとおりである。

平成25年6月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者
深川市納内町字納内1867の52から1867の54まで、1867の141、1867の143、1867の144
所在の森林について所有権を有する 野崎 茂樹
深川市納内町字納内1867の57、1867の142所在の森林について所有権を有する
成田 秀雄
深川市納内町字納内1867の67、1867の124所在の森林について所有権を有する
松田 重子
深川市納内町字納内1867の68所在の森林について所有権を有する
新栄商事株式会社
深川市納内町字納内1867の68所在の森林について抵当権を有する
秦 俊勝、後藤 桂子、古澤 敬三
深川市納内町字納内1867の73、1867の123所在の森林について所有権を有する
東本 洋子
深川市納内町字納内1867の77所在の森林について所有権を有する 垣内 ゆ里子
深川市納内町字納内1867の113から1867の116まで所在の森林について所有権を有する
仲野 勇二
深川市納内町字納内1867の126所在の森林について所有権を有する 南口 藤市郎
深川市納内町字納内1867の131所在の森林について所有権を有する 山本 久吉
深川市納内町字納内2545の 2 所在の森林について所有権を有する 井上 清子
深川市納内町字納内2540の 1 から2540の 3 まで、2540の 6、2540の 8 から2540の10ま
で、2542の12、2542の17、2542の19、2542の23、2542の30から2542の37まで、2542の47
から2542の58まで、2542の61、2542の63、2545の 6、2547の 5 所在の森林について所有
権を有する 黄金井 政子
(2) 掲示場所 深川市役所
2(1) 所在が不明な者
虻田郡京極町字更進619の 1、619の 2、620の 1、620の 2、621の 1、621の 2、622
の 1、622の 2 所在の森林について所有権を有する 竹本 清市
虻田郡京極町字更進634の 2、635の 1、635の 2 所在の森林について所有権を有する
中野 捷一
(2) 掲示場所 京極町役場
3(1) 所在が不明な者
虻田郡留寿都村字西ノ原138の 3、140、153、154の 1、154の 3 所在の森林について
所有権を有する 上田 竹子
虻田郡留寿都村字西ノ原270所在の森林について所有権を有する 小西 数夫
虻田郡留寿都村字西ノ原295の 2 所在の森林について所有権を有する 高山 清

虻田郡留寿都村字豊岡240の 3、241所在の森林について所有権を有する
内山 啓吾
(2) 掲示場所 留寿都村役場

北海道告示第437号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管
理部に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。
平成25年 6 月28日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道
2 路 線 名 斜里停車場線
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
斜里郡斜里町本町30番24地先から 同郡斜里町朝日町109番地先まで	前	10.91mから 20.93mまで	735.10m	――
	前	18.00mから 20.00mまで	734.20m	――
	後	18.00mから 20.00mまで	734.20m	――

北海道告示第438号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に
備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。
平成25年 6 月28日
北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 茅沼鉦山泊線	古宇郡泊村大字茅沼村714番 7 地先から 同郡泊村大字茅沼村712番 1 地先まで	平成25. 7. 8

北海道告示第439号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり
変更した。
その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧

に供する。				次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。			
平成25年 6 月28日				平成25年 6 月28日			
北海道知事 高 橋 はるみ				北海道上川総合振興局長 山 本 広 海			
1 都市計画の種類 道路				1 落札に係る物品等の名称及び数量			
2 都市計画を定めた土地の区域				(1) 除雪トラック 3台(10 t 級(2台)及び7 t 級(1台)) (除雪トラック3台(10 t 級(2台)及び7 t 級(1台))と交換)			
種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地	(2) ロータリ除雪車 2台(2.6m／3,400 t (1台)及び2.2m／2,300 t (1台)) (ロータリ除雪車2台(400 P S (1台)及び300 P S (1台))と交換)		
幹線街路	3・2・1号	大 北 通	美瑛町花園2丁目	美瑛町字大村2丁目	2 落札を決定した日		
同	3・3・9号	本 通	美瑛町西町1丁目	美瑛町憩町2丁目・中町1丁目	平成25年 6 月18日		
同	3・4・3号	美 沢 通	美瑛町北町2丁目	美瑛町丸山2丁目	3 落札者の氏名及び住所		
同	3・4・4号	丸 山 通	美瑛町本町1丁目	美瑛町丸山2丁目	(1)ア 氏 名 北海道日野自動車株式会社 イ 住 所 札幌市東区苗穂2条3丁目2番15号		
同	3・2・6号	西 大 通	美瑛町大町1丁目	美瑛町大町2丁目	(2)ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北1条西4丁目1番地		
同	3・4・8号	西中央通	美瑛町大町2丁目	美瑛町北町2丁目	4 落札金額		
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)				(1) 108,727,500円			
				(2) 73,584,000円			
				5 契約の相手方を決定した手続			
				一般競争入札			
				6 一般競争入札の公告			
				平成25年 5 月 7 日付け北海道上川総合振興局告示第58号			
				7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地			
				(1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課			
				(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号			
北海道告示第440号				北海道留萌振興局告示第43号			
都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。				次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。			
平成25年 6 月28日				平成25年 6 月28日			
北海道知事 高 橋 はるみ				北海道留萌振興局長 岡 崎 一 智			
1 施 行 者 の 名 称	札幌市			1 落札に係る物品等の名称及び数量	除雪トラック（7 t 級タンク型） 1 台		
2 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画道路事業（3・2・616号屯田・茨戸通（屯田東工区）及び3・4・185号屯田・紅葉山通）			（除雪トラック（7 t 級タンク型）1台と交換）			
3 事 業 施 行 期 間	平成25年 6 月28日から平成35年 3 月31日まで			2 落札を決定した日			
4 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ）	札幌市北区屯田町及び西茨戸			平成25年 6 月17日			
総合振興局告示及び振興局告示							
北海道上川総合振興局告示第74号							

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 UDトラックスジャパン株式会社

(2) 住 所 埼玉県上尾市大字壺丁目1番地

4 落札金額

34,902,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年5月7日付け北海道留萌振興局告示第39号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番2号
